○外務省告示第九十八号

平成二十九年三月七日にビシュケクで、キルギス共和国における学校安全プログラム支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　学校安全プログラム支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億二千八百万円

3　署名者

日本側　山村嘉宏在キルギス大使

国際連合児童基金側　李尾雪絵在キルギス事務所代表

平成二十九年三月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○国土交通省告示第百九十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
第二東海自動車道横浜名古屋線	沼津市青野字秋葉林八四一番二から同市井出字茗荷沢一三六〇番二まで	前	最大 五二四 最小 六二	一、三四一
		後	最大 五四一 最小 六二	

○国土交通省告示第百九十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
中部横断自動車道	山梨県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸四〇番三から同県西八代郡市川三郷町下大鳥居字上米地一四四一番一地先まで	前	最大 一四六 最小 一一	八、一二四
		後	最大 一三四 最小 一〇	
	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字内川原三一七三番一地先から同県南巨摩郡富士川町大椚字上川原一〇一七番九まで	前	最大 一九五 最小 一一	一、六九八
		後	最大 一八四 最小 一〇	

○国土交通省告示第百九十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山市湯屋谷字山ノ下九二番六から同市弘西字米山一三〇七番六まで	前	最大 二六九 最小 二二	三、三三八
		後	最大 二六九 最小 二二	

○国土交通省告示第百九十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	浜松市東区有玉西町字地蔵平七七五番五から同市東区有玉西町字地蔵平七七五番四まで	平成二十九年三月十八日十三時

○国土交通省告示第百九十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第二東海自動車道横浜名古屋線	沼津市根古屋字的場木戸上九四〇番二から同市根古屋字的場木戸上九五一番二まで	平成二十九年三月十八日十六時

○国土交通省告示第百九十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中部横断自動車道	山梨県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸四〇番三から同県南巨摩郡富士川町大椚字上川原一〇一七番九まで	平成二十九年三月十九日十五時

○国土交通省告示第百九十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山市湯屋谷字山ノ下九二番六から同市弘西字宮前五四四番二まで	平成二十九年三月十八日十六時